

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年12月11日（平成29年（行情）諮問第482号）

答申日：平成30年5月11日（平成30年度（行情）答申第42号）

事件名：学習障害に係る医師国家試験の問題等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「医師免許試験において医師としての知見を有することを判定するための問題とその正解がわかる文書（ICD-10学習障害に関する分のみ）（直近年度のもの）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、第106回医師国家試験（A冊子34頁）及び第106回医師国家試験正答値表（1枚目）（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年9月11日付け厚生労働省発医政0901第44号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書は存在しない。

「ICD-10学習障害」の条件を付して開示請求している。ICD-10には学習障害の診断名はない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は、平成29年8月2日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件請求文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年9月11日付け（同月13日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、対象文書の特定誤りを理由とする不服申立てであ

るが、原処分における対象文書の特定は適正に行われており、原処分は審査請求人による開示請求に対して適正かつ誠実に行われているため、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件開示請求は、本件請求文書に関して行われたものである。

このため、処分庁においては、過去に施行された医師国家試験の問題を探索し、「学習障害」についての知識及び技能を問う試験問題及び正答値表を本件対象文書として特定した。

(2) 原処分の妥当性について

ICDとは、疾病、傷害及び死因の統計を国際比較するためWHOから勧告された統計分類であり、その10回目の改訂版がICD-10と呼ばれる。日本では、ICDに準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」が、統計法（平成19年法律第53号）に基づく統計基準として定められており、直近ではICD-10（2013年版）に準拠する形に改正（平成27年総務省告示35号）されたものが平成28年1月1日から適用されている。ICDは医学的に類似している疾患、傷害、状態などを区別して整理するための分類であり、「学習障害」という障害については、ICD-10において「F-81 学習能力の特異的発達障害」の項目に分類される。

したがって、ICD-10において「学習障害」という障害の分類は確立しており、厚生労働省で施行している医師国家試験の過去の出題における「学習障害」についての知識及び技能を問う問題を本件対象文書としたことは妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書は存在しない。」として原処分の取り消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(2)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成29年12月11日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成30年3月15日 | 審議 |
| ④ 同年5月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、文書の特定に誤りがあるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人が、審査請求書（上記第2の2（2））において、「ICD-10には学習障害の診断名はない」としていることについて、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、おおむね以下のとおり説明する。

ICDとは、疾病、傷害及び死因の統計を国際比較するためWHOから勧告された統計分類であり、その10回目の改訂版がICD-10と呼ばれる。日本では、ICDに準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」が、統計法に基づく統計基準として定められており、直近ではICD-10（2013年版）に準拠する形に改正（平成27年総務省告示35号）されたものが平成28年1月1日から適用されている。ICDは医学的に類似している疾患、傷害、状態などを区別して整理するための分類であり、「学習障害」という障害については、ICD-10において「F-81 学習能力の特異的発達障害」の項目に分類される。

したがって、ICD-10において「学習障害」という障害の分類は確立しており、厚生労働省で施行している医師国家試験の過去の出題における「学習障害」についての知識及び技能を問う問題を本件対象文書としたことは妥当である。

- (2) そこで、当審査会において諮問庁から、「ICD-10コード 第V章 精神及び行動の障害（F00-F99）」の提示を受け、確認したところ、「F-81 学習能力の特異的発達障害」の項目が存在することが確認できた。
- (3) さらに、当審査会事務局職員をして、特定された文書が直近年度である根拠について諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

担当部署所管の「医師等国家試験問題検索・編集システム」において、第111回医師国家試験（平成29年2月実施）以前の試験問題全てを対象に、開示請求の内容に該当する問題を探索した結果、直近年度の出題として、本件対象文書を特定した。第106回医師国家試験においては、外に、開示請求の内容に該当する問題は出題されておらず、また、同試験より後にも、開示請求の内容に該当する問題は出題されておらず、

本件対象文書以外に特定すべき文書は存在しない。

- (4) ICD-10において「学習障害」という障害の分類は確立しているとする上記(1)及び特定された文書が直近年度のものであるとする上記(3)の諮問庁の説明は首肯できることから、本件開示請求に該当する文書として、本件対象文書を特定したことは妥当であると認められる。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子